◆論文◆

『虐待問題と「いじめの政治学」の関係試論』

～障害者虐待と「臨床的人権」そして、社会福祉学のミッション～

結城 俊哉
（福祉学科教員）

はじめに

虐待問題とは何か？「対象（相手）に対してむごい扱いをすること」を虐待と呼ぶのであれば、その虐待行為の背後に潜む問題とは実は極めて明解だ。なぜなら、虐待問題を解く鍵は、「基本的人権」ついての理解と実践の中にこそあるからだ。

そして、本試論において虐待を防止するために、基本的人権の問題をどのように理解し、虐待防止ができるのかについて考えてみたい。そのために、虐待問題を理解する視点として中井久夫氏（精神科医）の論考「いじめの政治学」を手がかりとして、虐待と「いじめ」の関係論について検討する。それにより、対人援助実践が展開される現場におけるケアの担い手にとっての基本的人権とでも言うべき「臨床的人権」の本質とは何かについて問いかけたい。

筆者は、昨年（2017年）７月26日未明に発生した悪夢が反転し現実となった「相模原障害者殺傷事件（以下、相模原事件）」のことが、今も頭の中を離れない。元職員であった犯人U容疑者が「重度障害者は、不幸しか産まない。自分は、生きるに値しない生命を抹殺することが社会の為になると思い殺害を実行した」という考えを抱き、現在も19人の障害者の生命を殺めたことへの謝罪の意志を示していない。その意味で改めて本試論では、殺人という「究極の虐待行為」の本質をこの機会に検討を試みたい。

Ⅰ．虐待問題の構造的理解と「いじめの政治学」

ここでは、まず虐待問題の構造的問題の核（コア）となる「偏見」と「差別」の基本的な違いを考えてみたい。

１．虐待問題の構造的理解 ～「偏見」と「差別」の違い～

偏見と差別との相違について考えるために、まず辞書的な意味を明記しておき

たい。

『大辞泉』（小学館）によれば、「**偏見**」とは、元来、「偏りのある見方や考え方のことであり、ある種の個人や集団に対して客観的根拠無くいだかれる非好意的な先入観や判断」のことを意味し、「**差別**」とは、「あるものと別のあるものとの間に認められる違い。また、それに従って区別すること。又は、取り扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に低く取り扱うこと」であるとその意味が記載されている。

一般的に、私達の多くは、「障害の有無」、「人種・国籍の違い」、「LGBT」（性的マイノリティの総称）、「性別」、「年齢（子ども、高齢者）」、「ホームレス」等々という個人の特性や属性（社会的位置の低下・社会的不利）による「社会的少数者（マイノリティ）」の立場に位置する人々に対して「社会的弱者」と呼ぶ。しかし、社会的強者で多数派（マジョリティ）の中からは、「偏見や差別は、良くない！」というステレオタイプ的な表現がなされる。しかし、私達の多くは、言葉にはするが実際には、そのように振る舞えているのだろうか。一人ひとりが自問自答するならば、「偏見や差別」と無縁な存在であったと誰が自らを断言できるだろうか。

もう少し単純に言うならば、偏見は、「偏りのある考え方（思考様式）」であり、差別は、「偏見に基づく対象への差（違い）のある対応（行為／行動）」であるとすると理解し易い。

尚、『日本国憲法』（第19条）「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と「思想信条の自由」は、明示されている。したがって、個人が頭の中でどのような「危険な思想・信条・信念、まして邪悪で怪しげな妄想」を抱いたとしても実際の対人及び社会的行動に移さない限りは自由であり、その権利は侵してならない。つまり、人の頭の中まで、他人が介入してはならないことになっている。

したがって、本稿での障害者虐待の定義としては、「障害のある人への偏見がトリガー（引き金／契機）となり、その差別的行為が顕在化したものである」としておきたい。尚、「障害者虐待防止法」（2011（平成23）年）の虐待の定義では「養護者（家族等）と障害者福祉施設従事者等と使用者（障害者雇用する事業主）による虐待」として、虐待者は誰なのかを明示し、虐待の類型と内容についての説明が行われている。

虐待問題の基盤には、虐待者が、自らの「偏見」に基づく差別的行為として「虐待」を行なう対象として、必ず自分よりも「弱き者」をターゲット（標的）にしているという構造が常に存在している。

２．虐待要因の構造的理解～虐待者の内在的及び外在的要因

障害者虐待の種類と予防策に関しては、次節で述べるが、ここでは「虐待」の背景に潜む問題要因の構造について考えてみたい。

基本的に、虐待問題は、虐待者の「内面的問題要因」と被虐待者を含む「外在的問題要因」の【関数（ｆ：相互作用)】によって発生していると理解してみると問題解決の手がかりを得やすい。尚、下記に列挙した項目が虐待要因の全てではない。宗澤（2012）らの研究の中に、「(高齢者・障害者）虐待の多元的な発生関連要因」が指摘されている。その中の共通する特徴から、さらにそれら複数の要因がもたらす強度や耐性に関して個別的特性がある点を含め以下に内面的と外在的諸要因としてまとめてみた。

１）【虐待者の内面的諸要因】…個人の各種内面的諸要因の例

・**ストレス脆弱性**：精神的未熟かつ自己の怒り・不安・失望感情等のコントロール能力の低下。
・**ストレス高頻度**：高齢者や障害（児）者・病（児）者等の場合の高い育児・介助・介護ストレス状況。
・**逃避・離脱願望**：精神的に追い込まれた現実逃避。具体的には、アルコールやギャンブル等のアディクション（依存・嗜癖）等の身体的・精神的な問題を抱えている場合も多い。
・**自己不全感**：自己へのネガティブ感情及び絶望感への囚われ。
・**負の世代間連鎖**：虐待者自身が育った養育歴的背景。(自分の虐待行為を親から受けた「躾」や「訓練」と同じだと錯覚している）
・**知識・理解力不足**：基本的人権の意識や理解不足。
・**自己中心性**：自分の欲求中心の利己的思考パターンを持つ傾向。
・その他にも、個別の内面的な特殊要因がある。

２）【虐待者の外在的諸要因】…個人を取りまく外的諸要因の例

・**挫折感の保持**：自分の置かれている社会的環境の何かに躓いている。
・**社会的孤立状態**：周囲からのサポートが届かない孤独感／排除感を抱く状況にある。
・**被虐待者との近接性**：虐待の対象が日常的に身近に存在している状況にいる。
・**経済的困窮状態**：就業が不安定で低所得の状況にある。
・その他、個別的な外的諸要因がある。

虐待は、基本的人権の侵害をもたらす深刻な差別的行為であり、そこには「権力関係」や「権力闘争」によく似た虐待する相手を「コントロール（支配)」し

ようとする「力（パワー）」の顕在化現象が生じている。その意味で、「虐待の基本構造」は「いじめの政治学」と親和性がある。

3.「虐待問題の構造」と「いじめの政治学」の視点

それでは、「虐待」と「いじめ」の関係ついて、中井久夫（精神科医）の「いじめの政治学」（中井久夫（1997）『アリアドネからの糸』みすず書房 pp.2-23）を参考に「虐待問題の構造」とつないで考えてみよう。

中井は、子ども社会と権力問題について以下のように語る。

子どもの社会は、権力社会であるという側面を持つ。子どもは、家族や社会の中で権力を持てないだけ、いっそう権力に飢えている。子どもが家族の中で権力を制限され、権力を振るわれていることが大きければ大きいほど、子どもの飢えは増大する。［中井（1997）p.4］

----------(中略)----------

いじめが権力に関係しているからには、必ず政治学がある。

［中井（1997）p.8］

そして、中井は、「権力欲」について、肥大化することはあっても「これでよい」という満足感が無い。つまり、「権力欲」に真の満足感が無いことが、他の人間の持つ欲望（睡眠欲、食欲、情欲）との大きな相違である点を指摘している。

また、「いじめ」か「いじめでない」かの判断基準には、「ルールと相互性の有無」であるという。その観点から、虐待と「いじめの政治学」との関係を検討すると、虐待は「強い立場の権力者：養護者（家族等）・福祉施設従事者・使用者等」が「弱い立場」の存在（子ども、障害者、女性、高齢者等）に加える「いじめ」であり、虐待の類型は身体的・心理的・ネグレクト（放置／無視）・性的・経済的なルールも相互性も無く、固定的な関係の中で行われる「いじめ類型」そのものといえるものだ。

次に中井が「いじめの政治学」の中で提示した「いじめ」の３つの戦略（Strategy）として、「孤立化・無力化・透明化作戦」の視点を手がかりに「虐待」の構造問題との関連性を描き出してみたい。

1）戦略（Strategy）1：「孤立化」作戦

「いじめ」には、ターゲット（対象の標的化）を特定し周囲の人間に、ターゲットと距離を置かせ、関わると碌（ロク）なことがないし、身の破滅をもたらすだけだという印象をちらつかせながらターゲットを孤立状況へじわじわと追い込む。そして「いじめられるのには、いじめられるだけの理由があるのだ」と周囲

へのPR作戦がとられる。虐待行為の身体的虐待を例にとるならば、「叩く・叱る・怒鳴り付ける」行為は、我儘（わがまま）で指示や云うことに従わない者への「躾（しつけ）」・「行動療法」・「訓練」の一種であると主張する虐待者も多くいる。周囲に対して、被虐待（児）者は「元来、性格に問題があり駄目な子ども・問題児である」とか、「我儘で問題が多い手の掛かる厄介者」というラベリングが巧妙になされ、孤立無援であることを実感させている場合が多い。

2）戦略（Strategy）2：「無力化」作戦

無力化作戦は、「被害者に『反撃は一切無効だ』と教え、被害者を観念させながら、被害者自身も、いじめられるのは自分に何か原因や問題があるのだと思い込まされる」のである。そして次第に、被害者が、「SOS（救助）信号を発信することは、自ら恥ずべきことだ」と考え始めるのだという。これは、一種の「マインド・コントロール（洗脳）」である。

子どもに向かって心理的虐待の典型として「あなたなんか産むんじゃなかったわ」、「お姉さんの方が勉強も出来て良い子だし、おバカなあなたとは全く違うわね」というような言葉を投げ付け、その子の存在を否定する。さらに、密室閉鎖環境で行われる、「性的虐待（被害者の多くは、女児・女性である）」の中に「このことが他人に知られたら、恥ずかしいことになるから、誰にも言ってはいけない秘密だよ」と言い聞かせながら性的虐待を続ける義父や入所施設職員がいるという。被虐待（児）者の多くは、「他の誰かに、助けを求めても、何をいっても無駄なことなのだ」とまさに「無力化」状態に追い込まれて行く。

3）戦略（Strategy）3：「透明化」作戦

この「透明化」作戦は、ターゲットに対する「いじめ」が、日常的に当たり前（日常茶飯事）になることによって、「いじめ行為それ自体」が次第に無関心を引き出し、周囲の眼に異常な行為として認識されなくなってゆくことである。それは、人間の特性でもある「選択的非注意」と呼ばれるものである。つまり、これは人が持つ自分で見たくないものを見ないで置くようにする心のメカニズムを意味している。一方、「いじめ」の被害者は、周囲から「いじめ」を受けている自分の存在が認識されないため、精神的になんとか悲惨な自分の状況を伝えようと必死になる。しかし、周囲の人間（家族・教師・友達等）にとって、既に「いじめられている被害者」からのSOS信号が届かない孤立化・無力化状況に追い込まれている。最後には「いじめ自殺」という自己存在のアピールによる悲劇で幕引きを余儀なくされる場合がある。

また、この点に関して虐待行為の「ネグレクト（無視・無関心・放置）」や、養護者（家族）や施設職員による「障害年金」や「老齢年金」搾取（使い込み事件）

という「経済的虐待」などは、まさに家庭の外や施設外の誰からも知ることが極めて困難な虐待行為である。当事者自身も、「以前から金銭管理は任せていたし、いつもお世話になっているから」という感覚に支配されている場合も多い。つまり、虐待を受けている当事者自身が虐待を意識化できない状況に置かれている場合があるため第三者の介入こそが、虐待問題の「可視化」を促進させることになる。

以上、「いじめの政治学」を手がかりに「虐待の構造」を検討してみた。共通点としては、「いじめ被害者」と同様に「被虐待者」の実情を理解し、はじめは些細な違和感からかも知れない虐待行為を感知した者は、「虐待の意識化」及び「虐待の可視化」をいち早く周囲の協力を得ながら、虐待の早期発見・早期介入することこそが、虐待防止に必要不可欠な基本的要件なのである。

Ⅱ．虐待問題の多様性をめぐって

次に、虐待を構成している虐待類型とその頻度から問題の多様性について検討する。

1．虐待防止法と虐待の類型について

虐待防止対策（法律名称は、主に簡略名を使用する）として、近年「**児童虐待防止法**」(2000年)、「**高齢者虐待防止法**」(2005年)、「**障害者虐待防止法**」(2011年)、等がある。

その中で、虐待の類型に関しては、共通するものがほとんどであるため、本試論では「障害者虐待防止法」（第２条）における虐待の類型を虐待の基本類型として示しておくことにする。

虐待の類型には、以下の５つがある。

①**身体的虐待**とは、障害者の身体に外傷が生じるような暴行や正当な理由なく身体的な拘束をすること。

②**性的虐待**とは、障害者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

③**心理的虐待**とは、相手に対する暴言、著しい拒絶的な対応により心理的外傷を与える言動のこと。

④**放棄・放置（ネグレクト）**とは、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護を怠り無視・無関心をすること。

⑤**経済的虐待**とは、障害者の財産（預金や障害年金等の搾取を含む）を不当に処分することや、当事者から不当な財産上の利益を得ること。

以上の虐待類型に関して虐待者は、「躾（しつけ）のつもりだった…」であるとか、意図的でなく「今まで我慢してきたのだが、思わず感情的になってしまって偶発的に…」というような発言が頻回にみられる。それは、まさに相互の逃げ道のない追い込まれた人間関係の悪循環の結果生じたものだと判断できる事例が多い。

2．各虐待類型の割合から見えてくること

ここでは、最も多い「**養護者による虐待**」に焦点を当てながら現状の一端を示しておきたい（出典／参照は、平成27年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対等状況等に関する調査結果報告書：平成28年12月・厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部より）。

【養護者（主に家族等）による障害者虐待の状況】（複数回答）（虐待者の性別）

	人数	構成割合
男性	1,137	63.2%
女性	659	36.7%
不明	2	0.1%

（注：構成割合、虐待者1,798人に対するもの）

＊**虐待者**の性別割合は、**男性が６割以上**を占めている。

（被虐待者の性別）

	人数	構成割合
男性	590	36.5%
女性	1,025	63.5%

（注：構成割合、被虐待者1,615人に対するもの）

＊**被虐待者**の性別割合は、**女性が６割以上**を占めて、虐待の被害者となっている。

（虐待行為の類型・複数回答）

虐待の類型	件数	構成割合
身体的虐待	993	62.3%
性的虐待	65	4.1%
心理的虐待	505	31.7%
放棄・放置（ネグレクト）	256	16.1%
経済的虐待	409	25.7%
合計	2,228	−

（注：構成割合は、虐待判断事例件数1,593件に対するもの。）

＊虐待行為の類型的には、**身体的虐待がもっとも多く**、次いで心理的虐待、経済的虐待という割合となっている。

（被虐待者の障害種別・複数回答）

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	合計
人数	395	803	534	20	47	1,799
構成割合	24.5%	49.7%	33.1%	1.2%	2.9%	−

（注：構成割合は、被虐待者1,615人に対するもの）

＊被虐待者の障害種別としてみると**知的障害への虐待が最も多く５割近い。**

以上、本稿で取り上げた「障害者虐待状況調査報告」から見えてくることは、障害者虐待の養護者として虐待者は「男性」が多く、被虐待者は「力の弱い女性」であり、虐待の類型としては、「身体的虐待」が多い。さらに、コミュニケーション等も含めた対応困難を伴うことの多い「知的障害者」であるという現実が見えてくる。

Ⅲ．臨床的人権と障害者権利条約

ここまでの虐待の実態を簡単だが踏まえた上で、虐待防止への対応として、ここで「臨床的人権」の提案と今日の障害者問題の方針を打ち出している「障害者権利条約」が目指す社会の在り方について述べておきたい。

１．臨床的人権とは

本稿は、虐待と「いじめの政治学」の関係試論である。そして、その中で、虐待に潜む「いじめ」との類似性を踏まえた上で、社会福祉学の学習者が決して忘れてはならない「基本的人権意識」について強く訴えたい。つまりここでの「人権意識」の濃淡又は強弱が虐待問題の背景に深く存在しているという問題意識を提示をしておきたい。

そこで、虐待防止対策の最後の砦となる「基本的人権」とは何かという命題への対応が迫られている。日本国憲法第11条（基本的人権の享有）に既にその内容は示されている。しかし、それとは別に筆者なりに「臨床的現場における基本的人権としての臨床的人権」についてその意味改めて示すならば、「その人らしく生きる権利そのものである」と定義しておきたい。

２．障害者権利条約と障害者基本法が目指す社会

障害者権利条約（2006年）の革新的メッセージは、「合理的配慮」と「障害者

への差別禁止」が実現する社会だ。日本は、「障害者差別解消法」（2013年成立／2016年４月１日施行）を経て2014年１月に条約を批准した。

障害者虐待に抗するメッセージとして、障害者権利条約（第17条）「個人をそのままの状態で保護すること」つまり「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態で尊重される権利を有する」（日本政府公定訳）が条約として記載された。このことはまさに、「虐待防止」のための「臨床的人権意識」は、「その人らしく生きる」（あるがままの個人の尊重）の肯定であり、肯定した多様性を社会の中で共有しながら＜共に生きる社会＞を実現するノーマライゼーション理念の具現化そのものなのである。

だが、「共に生きる」ということは、実は簡単なことでない。「障害者基本法」（最終改正：2013年）（第２条（定義）第２項）には「社会的障壁」と呼ばれる４つのバリアについては、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念その他一切のものをいう」と定義されている。そして、第３条（地域社会における共生等）の在り方が、第４条（差別の禁止）には「社会的障壁の除去には「合理的配慮」がされなければならい」と明記された。

今はまさに、「障害者権利条約」を羅針盤としながら日本が目指すべきノーマライゼーションが実現する共生社会の在り方に向かってようやく歩み始めた段階なのである。

おわりに～優生思想に抗する社会福祉のミッションとは何か

最後に、「相模原事件」のような究極な障害者虐待行為の背景をなす優生思想と「社会福祉のミッション」について述べておきたい。

ここで今さら、相模原事件の当事者・関係者でもない筆者が何を発言しようと、「問題の本質とは異なる違和感」を読み手に与えることを承知しながら、彼（犯人U青年：容疑者）が引き起こした事件が問うことの意味を自分に引き寄せて考えてみたい。それは、社会福祉学／障害者福祉学を研究・教育する者として自分なりの見解を示しておく責任を重く感じているからでもある。

現代社会の基盤を構成している考え方は何か。それは、彼の犯行予告ともいえる手紙に繰り返し表現されている「日本社会の経済的発展」・「効率重視」・「負担の軽減」だ。彼は「障害者は、不幸を作ることしかできません」と書き、そのために社会の負担となる無意味で可哀想な存在（＝重複障害者）だからこそ自分が抹殺することで、この社会に貢献するのだと理解し難いねじれた考え方が表現されている。筆者にとって、彼の考え方は「日本社会と私達の内なる優生思想」の異型化された象徴的事件ではないかと考えている。

優生思想という優生学（人類の遺伝的素質の向上と劣悪な遺伝素質の排除を目

指す学問／1883年F＝ゴルトンが提唱）を基盤とした考え方は、現代でも姿・形を巧妙に変えながら社会のあらゆる場所に存在している。戦争時ならば「富国強兵策と教育勅語教育」や「役に立たない障害者は穀潰（ごくつぶし）である」というような差別的認識が代表的なものだ。しかし、いまでは、「出生前胎児診断」・「遺伝子診断」・「早期からの幼児教育」等々という医学的進歩に伴う考え方の背景に、優生思想の影が見え隠れしている。

社会福祉学という学問は、「何らかの理由（例えば、貧困・障害・高齢・病気等）により、社会生活の中で何らかの生きづらさを感じている者が抱えるさまざまな生活問題の緩和及び解消・解決を目的」としている学問なのだ。その意味でこそ「社会福祉学」の社会的な存在意義がある。したがって、福祉社会／共生社会の実現を目指す社会福祉のミッション（使命）とは、まさに「不経済で、非効率で、社会の負担となる存在」を共に担っていく「社会の在り方」の構築であり、そのための「私達自身の覚悟」そのものが問われているのである。

【引用・参考文献】

・藤井克徳・池上洋道・石川満・井上英夫編（2016）『生きたかった－相模原障害者殺傷事件が問いかけるもの』大月書店
・現代思想（2016）『緊急特集：相模原障害者殺傷事件』10月号青土社
・厚生労働省 社会・援護局　障害保健福祉部（2016）『平成27年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対等状況等に関する調査結果報告書』（平成28年12月）
・宗澤忠雄編著（2012）『障害者虐待～その理解と防止のために』中央法規
・野沢和弘（2006）『なぜ人は虐待するのか－障害のある人の尊厳を守るために』Sプラニング
・中井久夫（1997）「いじめの政治学」、『アリアドネからの糸』みすず書房、pp.2-23.
・立岩真也・杉田俊介（2017）『相模原障害者殺傷事件：優生思想とヘイトクライム』青土社